

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者料金)	(取引参加者料金)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める取引数量等(以下「取引手数料の算出の基準」という。)に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、 <u>次の各号</u> に掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。	3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める取引数量等(以下「取引手数料の算出の基準」という。)に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、 <u>第1号から第6号まで</u> に掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 有価証券オプション取引	(3) 有価証券オプション取引
想定元本額	<u>取引数量</u>
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
4 (略)	4 (略)
5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者(業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。)が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。	5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者(業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。)が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 有価証券オプション取引 <u>1円</u>	(3) 有価証券オプション取引 <u>5円</u>
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項(J-NE T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。)又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当	6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項(J-NE T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。)又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当

該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

- (1)・(2) (略)  
(3) 有価証券オプション取引  
万分の0.2

- (4)～(6) (略)  
7～9 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成30年10月1日から施行し、改正後の別表3は平成31年4月1日から施行する。

#### 別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等  
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等  
は、次のとおりとする。

該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

- (1)・(2) (略)  
(3) 有価証券オプション取引  
次のaからcまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。  
a オプション対象証券の売買単位に係る数量が10未満である場合 1円  
b オプション対象証券の売買単位に係る数量が10以上100未満である場合 5円  
c オプション対象証券の売買単位に係る数量が100以上である場合 10円  
(4)～(6) (略)  
7～9 (略)

#### 別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等  
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等  
は、次のとおりとする。

取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
		(略)
有価証券オプション取引	有価証券想定元本額	<p><u>売付け又は買付けごとに</u>  <u>想定元本額に、万分の0.2を乗</u>  <u>じて得た額</u></p>
		(略)
		<p>取引対象の区分</p> <p>取引手数料率等</p>
		(略)
		<p><u>オプション対象証券の売買単位</u>  <u>に係る数量が10未満である場</u>  <u>合</u></p> <p><u>売付け又は買付けごとに</u>  <u>1取引単位につき</u></p> <p style="text-align: right;">1円</p>
		<p><u>オプション対象証券の売買単位</u>  <u>に係る数量が10以上100未</u>  <u>満である場合</u></p> <p><u>売付け又は買付けごとに</u>  <u>1取引単位につき</u></p> <p style="text-align: right;">5円</p>
		<p><u>オプション対象証券の売買単位</u>  <u>に係る数量が100以上である</u>  <u>場合</u></p> <p><u>売付け又は買付けごとに</u>  <u>1取引単位につき</u></p> <p style="text-align: right;">10円</p>
		(略)
<p>(注1)～(注6) (略)</p> <p>(注7) <u>有価証券オプション取引における</u>  <u>想定元本額は、当該取引成立日（フレック</u>  <u>ス限月取引にあっては、その取引日）の指</u>  <u>定市場におけるオプション対象証券の基準</u>  <u>値段（指定取引所が呼値の制限値幅の基準</u>  <u>値段又はこれに相当するものとして定める</u></p>		

<p><u>値段をいう。) に有価証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量を乗じた額をいう。</u></p> <p>別表 2 (略)</p> <p>別表 3</p> <p>デリバティブ売買システム接続料の額</p> <p>1 第2条第4項に規定するデリバティブ売買システム接続料（月額）の額は、次の各号に定める額の合計額とし、用語の意義については、接続仕様解説書に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) サブ参加者コード利用料</p> <p><u>次の a 及び b に掲げるサブ参加者コードの種類に応じて、当該 a 及び b に定める額の合計額とする。</u></p> <p>a <u>サブ参加者コード (S e l f T r a d e P r e v e n t i o n 設定無し)</u>  <u>3 個まで 0 円、3 個を超える部分につき 1 個当たり 5 千円として算出した額</u></p> <p>b <u>サブ参加者コード (S e l f T r a d e P r e v e n t i o n 設定有り)</u>  <u>1 個当たり 5 万円として算出した額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p>	<p>別表 2 (略)</p> <p>別表 3</p> <p>デリバティブ売買システム接続料の額</p> <p>1 第2条第4項に規定するデリバティブ売買システム接続料（月額）の額は、次の各号に定める額の合計額とし、用語の意義については、接続仕様解説書に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) サブ参加者コード利用料</p> <p><u>3 個まで 0 円、3 個を超える部分につき 1 個当たり 5 千円として算出した額とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p>
--	--